

阿南工業高等専門学校専攻科入学選抜に係る規則

(平成17年4月1日)

(規則第3号)

(出願基礎資格)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）の専攻科入学選抜検査に出願できる者は、阿南工業高等専門学校学則第31条（各号見込みを含む。）に該当する者とする。

(選抜検査の区分)

第2条 選抜検査の区分は、推薦による選抜検査、学力による選抜検査、及びアドミッション・オフィス（以下「ＡＯ」という。）による選抜検査とする。

(推薦選抜検査出願資格)

第3条 推薦による選抜検査に出願できる者は、第1条に該当し、かつ、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 高等専門学校の1年次から4年次までの学業成績の平均が上位50%程度以内の者または4年次の学業成績が上位50%程度以内の者
- (2) 推薦日前2年以内に実施され、出願日までに正式な結果通知を受け取ったＴＯＥＩＣ公開テスト又はＴＯＥＩＣ ＩＰテストにおいて375点以上の成績を有する者、又は実用英語技能検定2級以上の成績を有する者、又は技術英語能力検定2級以上の成績を有する者

(学力による選抜検査出願資格)

第4条 学力による選抜検査に出願できる者は、第1条に該当し、かつ、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) 出願日前2年以内に実施され、出願日までに正式な結果通知を受け取ったＴＯＥＩＣ公開テスト又はＴＯＥＩＣ ＩＰテストにおいて300点以上の成績を有する者。
- (2) 実用英語技術検定準2級以上の成績を有する者
- (3) 技術英語能力検定3級以上の成績を有する者

(ＡＯによる選抜検査出願資格)

第5条 ＡＯによる選抜検査に出願できる者は、第1条に該当し、かつ、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 高等専門学校の1年次から4年次までの学業成績の平均が上位50%程度以内の者または4年次の学業成績が上位50%程度以内の者
- (2) 出願日前2年以内に実施され、出願日までに正式な結果通知を受け取ったＴＯＥＩＣ公開テスト又はＴＯＥＩＣ ＩＰテストにおいて375点以上の成績を有する者、又は実用英語技能検定2級以上の成績を有する者、又は技術英語能力検定2級以上の成績を有する者

(選抜検査の方法)

第6条 推薦による選抜検査は、推薦書、調査書（ＴＯＥＩＣスコア又は実用英語技能検定又は技術英語能力検定の成績を含む。）、志望理由書、小論文及び面接により行う。

2 学力による選抜検査は、数学の筆記試験、調査書（ＴＯＥＩＣスコア又は実用英語技

能検定又は技術英語能力検定の成績を含む。)、志望理由書及び面接により行う。

- 3 AOによる選抜検査は、自己推薦書、調査書（TOEICスコア又は実用英語技能検定又は技術英語能力検定の成績を含む。）、プレゼンテーション及び面接により行う。

（選抜基準）

第7条 選抜検査においては、次の各号による選抜基準を設ける。

- (1) 推薦による選抜検査の選抜基準は、推薦書、調査書（TOEIC等の成績を含む。）、志望理由書、小論文及び面接により総合的に判断する。なお、小論文及び面接では、アドミッションポリシーに照らして、技術者としての素養や適正を判断する。
- (2) 学力による選抜検査の選抜基準は、数学筆記試験、調査書（TOEIC等の成績を含む。）、志望理由書及び面接により総合的に判断する。なお、学力試験の数学及びTOEIC等の成績については、本校専攻科教育課程を履修する上で支障のない程度の学力を有していることとし、これらの合格最低基準を設けるものとする。また、面接では、アドミッションポリシーに照らして、技術者としての素養や適正を判断する。
- (3) AOによる選抜検査の選抜基準は、自己推薦書、調査書（TOEIC等の成績を含む。）、プレゼンテーション及び面接により総合的に判断する。なお、面接では、アドミッションポリシーに照らして、技術者としての素養や適正を判断する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年5月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年9月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成24年11月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年2月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。